

第 3 2 軍司令部壕保存・公開基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 第 3 2 軍司令部壕保存・公開基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、有識者等から意見を聴取するため、第 3 2 軍司令部壕保存・公開基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(役割)

第 2 条 検討委員会は、次に掲げる事項について、検討を行う。

- (1) 基本計画策定に関すること
- (2) その他、第 3 2 軍司令部壕に関すること

(組織)

第 3 条 検討委員会は、別表 1 に掲げる分野の有識者等から知事が依頼する。

- 2 委員の任期は、依頼した日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。
- 3 委員が欠けた場合、知事は後任の者を依頼することができる。この場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び会長代理)

第 4 条 検討委員会に会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 検討委員会に会長代理を置き、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明若しくは資料等の提出を求めることができる。
- 3 会議の公開又は非公開の決定は検討委員会で審議し決定する。

(事務局)

第 6 条 検討委員会に事務局を置く。

- 2 事務局は、第 3 2 軍司令部壕保存・公開推進連絡会議設置要綱第 2 条の規定による組織をもって充てる。
- 3 事務局は、基本計画策定に係る事項について協議調整を行う。

(検討グループ)

第 7 条 検討委員会を円滑かつ効果的に開催するため、検討委員会の下に、平和発信・継承検討グループ及び技術検討グループ（以下「検討グループ」という。）を置く。

- 2 検討グループは、保存・公開の可能性及び平和発信・継承のあり方等について調査及び検討を行い、その結果を検討委員会に報告する。
- 3 検討グループの招集は、検討委員会会長が行う。
- 4 検討グループの分掌事務は、別表 2 の中央欄のとおりとし、構成員は同表の右欄とする。
- 5 会議の公開又は非公開の決定は検討委員会で審議し決定する。
- 6 会議の運営・進行は事務局が行う。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、沖縄県知事公室平和・地域外交推進課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月12日から施行する。

別表1 (第3条関係)

	分 野
1	沖縄戦研究
2	文化財／展示施設
3	平和教育
4	平和ガイド
5	経済／観光
6	法律
7	D Xを活用した情報発信
8	首里城公園関係
9	応用地質学
10	地盤工学
11	トンネル工学
12	建築工学

別表 2 (第 7 条関係)

名称	分掌事務	構成員
平和発信・継承検討グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 保存・公開可能性（平和発信・継承のあり方）に係る検討・助言に関する事 2 検討委員会への報告に関する事 3 その他保存・公開に向けた必要な検討・助言 	<p>下記に掲げる分野の検討委員会委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄戦研究 ・ 文化財／展示施設 ・ 平和教育 ・ 平和ガイド ・ 経済／観光 ・ 法律 ・ D X を活用した情報発信 ・ 首里城公園関係
技術検討グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 保存・公開に向けた調査（技術面）に係る検討・助言に関する事 2 保存・公開可能性（技術面）に係る検討・助言 3 検討委員会への報告に関する事 4 その他保存・公開に向けた必要な検討・助言 	<p>下記に掲げる分野の検討委員会委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トンネル工学 ・ 応用地質学 ・ 地盤工学 ・ 建築工学